

駅前高市線事業計画の認可について

都市計画法第 62 条第 1 項の規定による三重都市計画道路事業の事業計画の認可の告示が令和 3 年 3 月 22 日付け九州地方整備局告示 52 号をもってなされたので、同法第 66 条の規定に基づき次のとおりお知らせします。

一 都市計画事業の種類及び名称

令和三年九州地方整備局告示第五十二号三重都市計画道路事業
三・五・十二号駅前高市線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一号
従たる事務所 大分県豊後大野土木事務所 豊後大野市三重町市場一一二三

四 事業地の所在

1 収用の部分 大分県豊後大野市三重町赤嶺字西方下及び字塚田並びに市場字高市地内
2 使用の部分 なし

【都市計画事業認可に基づく規制等】

- 当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築等については、許可を受けなければなりません。(都市計画法第 65 条)
- 当該事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等の予定対価の額等を大分県知事へ届け出なければなりません。
届出のあった日から 30 日以内に大分県知事が届出をした者に対し、当該土地建物等を買取る旨の通知をしたときは、大分県知事と届出をした者との間に、届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。(都市計画法第 67 条)
- 当該事業地内の土地で、土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は、施行者に対し、当該土地を時価で買取るべきことを請求することができます。ただし、当該土地が他人の権利の目的となっているとき、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木があるときはこの限りではありません。(都市計画法第 68 条)
- 都市計画事業については、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効果が発生します。(都市計画法第 70 条)

【事業地の範囲】

別図のとおり

【注意事項】

都市計画法第 95 条には、届出をしないで事業地内の土地等を有償で譲渡した者は、50 万円以下の過料に処される等記載がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先 : 大分県豊後大野土木事務所 建設・保全課 道路班
(電話)0974-22-1056